

第 2 部

総合的な環境行政の推進

| | |
|-------------------|----|
| 第 1 章 環境基本条例 | 7 |
| 第 2 章 環境基本計画 | 10 |
| 第 3 章 環境影響評価の推進 | 13 |
| 第 4 章 土地利用と環境保全 | 15 |
| 第 5 章 県民の自主的活動の促進 | 20 |
| 第 6 章 環境保全の推進体制 | 27 |

第2部 総合的な環境行政の推進

第1章 環境基本条例

第1節 制定の背景

今日の環境問題は、ごみや水質汚濁などの身近な問題から地球温暖化やオゾン層の破壊という地球規模の問題まで、広範かつ多様化しており、この問題に早急かつ真剣に取り組むことが人類共通の課題となっています。

幸いにも、本県は、「太陽と緑の国」と呼ばれるように豊かな自然環境に恵まれ、環境は全般的に概ね良好な状況で推移しています。しかし、今後は、循環型社会の構築や潤いと安らぎのある快適環境の創出、さらには、地球環境問題への対応など、より質の高い環境を確保するための施策の展開が求められています。

このため、県では、環境保全に関する基本理念や県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた「宮崎県環境基本条例」を平成8年3月に制定し、同年4月1日から施行しています。

第2節 環境基本条例の特色

宮崎県環境基本条例は次のような特色を有しています。

(1) 本県の環境保全の範囲を次のように明示したこと。(第8条)

県民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。
人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

潤いと安らぎのある快適な環境が保全されること。

(2) 環境保全施策の総合的・計画的推進システムとして、宮崎県環境基本計画の策定(第9条)、環境の状況等を明らかにした書類の作成及び公表(第10条)、各主体が連携して環境保全を推進するための体制の整備(第25条)などを規定したこと。

(3) 環境影響評価制度の根拠を条例に位置づけたこと。(第12条)

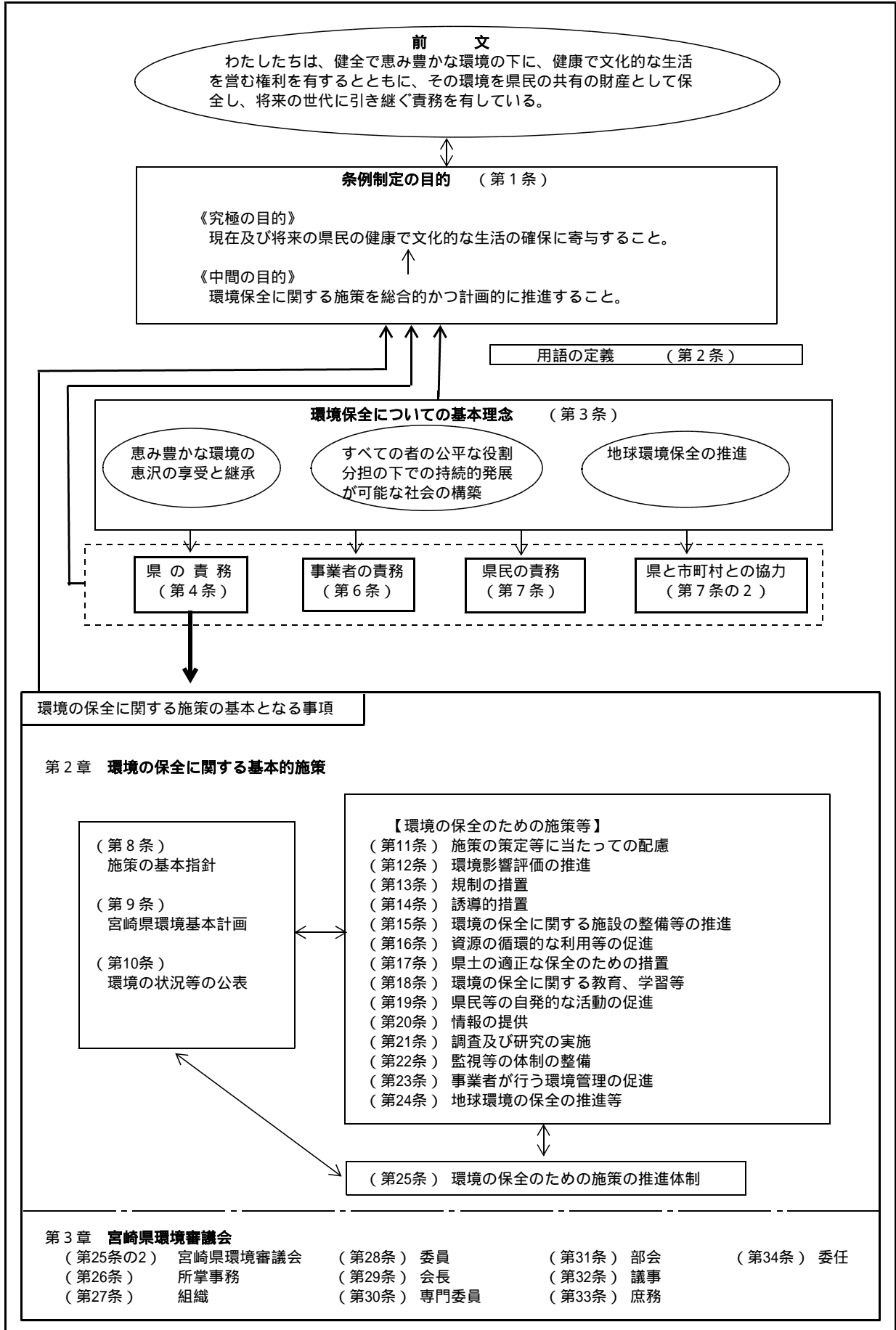
(4) 規制的措置だけでなく、誘導的措置の必要性についても明らかにしたこと。(第14条)

(5) 森林・農地の有する環境保全機能に着目して、県土の適正な保全を条例上に位置づけたこと。(第17条)

(6) 地球環境の保全に貢献する県の方針を明らかにしたこと。(第3条第3項、第24条)

(7) 環境保全に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するための県環境審議会を、環境基本条例に位置づけし直したこと。(第25条の2～第34条)

図 2 - 1 - 1 宮崎県環境基本条例の構造



第3節 環境関係条例

環境関係法令を補完するとともに、本県の自然的社会的条件に応じた環境行政を推進するため、環境に関する各種の条例が制定されています。

県の環境関係条例の制定状況は、表2-1-1のとおりです。

表2-1-1 環境関係条例の制定状況

(平成14年4月1日現在)

| 条 例 の 名 称 | 公布年月日 | 施行年月日 |
|--------------------------------|-----------|-----------------------|
| 宮崎県立自然公園条例 | 昭36. 4. 1 | 昭36. 4. 1 |
| 宮崎県沿道修景美化条例 | 44. 4. 1 | 44. 9.10 |
| 宮崎県公害防止条例 | 44.10. 1 | 45. 3.31 |
| 宮崎県公害紛争処理条例 | 45. 9.30 | 45.11. 1 |
| 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 | 48. 3.26 | 48. 4. 1 |
| 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例 | 48. 3.26 | 48. 4.12 |
| 宮崎県公害健康被害認定審査会条例 | 49. 8.31 | 49. 9. 1 |
| 宮崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 | 60.10. 9 | 61. 1. 1 |
| 宮崎県環境保全基金条例 | 平 2. 3.17 | 平 2. 3.17 |
| 宮崎県環境審議会条例 環境基本条例に統合 | 6. 7. 7 | 6. 8. 1 (8.3.29廃止) |
| 宮崎県空き缶等のごみ散乱防止条例 | 6.12.22 | 7. 4. 1 |
| 宮崎県環境基本条例 | 8. 3.29 | 8. 4. 1 |
| 宮崎県環境影響評価条例 | 12. 3.29 | 12.10. 1 |

第2章 環境基本計画

第1節 環境基本計画の改訂経緯

本県では、宮崎県環境基本条例第9条に基づき、平成9年3月、環境保全に関する長期的な目標と施策の大綱などを定めた環境基本計画を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、近年、環境学習の重要性の高まりや、地域としての地球温暖化防止対策の必要性の増大、化学物質問題の顕在化など、環境保全行政に関する情勢は大きく変化しており、本県においてもその対応が求められています。

こうした新たな課題に対応するため、平成13年3月に環境基本計画を改訂し、宮崎県環境基本計画（改訂計画）を策定するとともに、県民の環境学習を推進するため、計画の別冊として、宮崎県環境学習基本指針を策定しました。

計画等の策定に当たっては、宮崎県環境審議会に諮問し、幅広い角度からの審議を行った上で、答申を得ました。また、インターネットによるパブリックコメントや環境保全団体等との意見交換会を実施するなど、広く県民・事業者からの意見やアイデアを募集したところです。

第2節 改訂された宮崎県環境基本計画

宮崎県環境基本計画（改訂計画）では、『人と自然の共生する地域環境づくり』を基本目標に、本県の豊かな自然を守るとともに、県民が快適な暮らしを送ることのできる環境共生型の地域社会づくりを進めることとしており、計画の期間は平成13～17年度、計画の構成は図2-2-1のとおりとなっています。

具体的には、「環境にやさしい地域社会の実現」、「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」、「豊かな自然環境の保全と創出」、「地域からの地球環境保全の推進」及び「環境保全基盤の充実」の5つの柱を立て、環境保全に関わる各種の施策を総合的に展開していくこととしています。

また、本県の地域特性や独自の課題を踏まえ、県民、民間団体、事業者、行政がパートナーシップのもと連携して取り組むべきテーマを「21世紀みやざき環境重点プログラム」として6テーマ選定し、環境保全の取組の方向と各主体それぞれの具体的な取組や連携の方向性を示しています。

さらに、環境保全施策の体系に沿って74項目の環境指標を設定し、そのうち一部については目標値を定め、毎年、環境の現況や環境保全の取組の進捗状況を把握することとしています。

（資料編P398～P405）

第3節 環境基本計画を推進するための具体的な計画等

1 宮崎県環境学習基本指針

宮崎県環境学習基本指針は、「人と自然の共生する地域環境を担う人づくり」を目標に、子どもから高齢者までのすべての世代の県民が、家庭・学校・地域社会・企業・行政など多様な場において、自主的に環境学習を行うための指針として策定したものです。

具体的には、県の行う環境学習推進施策の方向性を示すとともに、家庭や学校など各場面における環境学習の方向性や展開例を示しています。

また、ごみをテーマとした総合的な環境学習の取組についても示しています。

2 ひむかのくに環境保全推進県民会議

宮崎県環境基本計画に基づき、県民、事業者、行政が相互に意見を交換するなど連携を図りながら環境保全に一体となって取り組むための推進組織として、平成10年3月に「ひむかのくに環境保全推進県民会議」が発足しました。現在、県内92団体（平成14年6月から104団体に増）の参加のもと、県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」やノーカーデー等の実践的な取組をはじめ、環境保全推進県民大会の開催、機関誌の発行等による環境情報の提供など、環境保全推進のための事業を展開しています。

3 地球温暖化対策に関する計画

(1) 宮崎県地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化は、社会経済活動による二酸化炭素などの温室効果ガスの増大によって引き起こされる地球規模の環境問題で、その防止のために、京都議定書で先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定めるなど、国際レベルの取組がなされています。

本県においても、この議定書の趣旨を踏まえ、県民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止に向けた総合的な対策を講じていくために、平成10年3月に「宮崎県地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

この計画では、県内の温室効果ガス全体の排出量を平成22年に基準年レベルから37%削減、また、日常生活や事業活動のエネルギー消費と密接に関わりを持つ二酸化炭素についても、平成22年に平成2年レベルから7%削減するという努力目標を定めています。

(2) 宮崎県地球温暖化対策実行計画

我が国では、平成10年10月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地球温暖化防止に関する国、地方公共団体、事業者、国民の責務が定められました。

この法律では、「地方公共団体は、自らの事務・事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画を策定すること」とされており、本県においても県の事務・事業から発生する温室効果ガス削減に取り組むため、平成12年10月に「宮崎県地球温暖化対策実行画」を策定しました。

この計画では、平成16年度に平成10年度比で、温室効果ガスの排出量を6%削減するという目標を定めており、県立学校や警察署を含む県のすべての機関で、電気・ガス等のエネルギー、上水道の使用量や廃棄物の発生量の削減などの取組を進めています。

4 宮崎県庁環境マネジメントシステムの運用

県庁は、県内でも最大規模の事業者・消費者であることから、本県の環境を保全するためには、県自らが環境保全に配慮した事務・事業を行う必要があります。このため、県では、平成12年2月から宮崎県庁環境マネジメントシステムの運用を開始し、平成12年6月30日、環境管理の国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

宮崎県庁環境マネジメントシステムでは、オフィス活動のみならず、施策・事業や公共工事など県の種々の活動における環境負荷の低減を図ることとしており、ISO14001に基づくPDCAサイクルを実践しながら、継続的な環境改善への取組を推進しています。

図 2 - 2 - 1 環境基本計画（改訂計画）の構成



第3章 環境影響評価の推進

第1節 環境影響評価とは

環境影響評価（いわゆる環境アセスメント）とは、土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

第2節 我が国の環境影響評価制度の経緯

我が国では、昭和47年6月に「各種公共事業に係る環境保全対策について」の閣議了解を行い、これにより本格的な環境影響評価に関する取り組みが始まり、その後、港湾法や公有水面埋立法の改正（昭和48年）等により、港湾計画の策定や公有水面埋立の免許等に際し、環境に与える影響について事前に評価することとされました。さらに、自然環境保全法に基づき自然環境保全基本方針（同48年）が定められ、この中でも環境影響評価に関する方針が示されたほか、発電所立地等、行政指導等の形でも環境影響評価が行われることとなりました。

このように、個別法や事業官庁による行政指導の形で具体的な環境影響評価事例が積み重ねられる中で、統一的な手続による環境影響評価の適切かつ円滑な実施が重要な政策課題となり、環境庁において環境影響評価の法制化を図るための調整が進められましたが、成立には至らず、当面の事態に対応するため行政ベースで実効ある措置を早急に講ずるべく、昭和59年8月に「環境影響評価の実施について」の閣議決定が行われ、法案の要綱を基本とした統一的なルールに基づく環境影響評価が実施されることとなりました。

その後、環境影響評価は、この閣議決定された「環境影響評価実施要綱」、公有水面埋立法等の個別法や個別行政指導、地方公共団体の条例や要綱等に基づき着実に実施され、社会に定着してきました。さらに、平成4年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」では、地球環境問題の顕在化に伴い、いかにして持続可能な開発を実現するかという大きな課題が認識されるようになったことから、我が国では平成5年に制定された環境基本法の中で、初めて国全体の施策として環境影響評価が法律上に位置づけられました。この流れを受けて、平成9年3月に環境影響評価法案が国会に提出され、同年6月に可決成立し、平成11年6月から全面施行されました。

第3節 本県における環境影響評価制度の経緯

本県では、平成元年7月に環境影響評価制度化部内検討委員会を設置し、環境影響評価の制度化について検討を重ね、庁内及び国の関係機関との調整を経て、県内で行われる環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、一定規模以上の事業を対象とした「宮崎県環境影響評価要綱」を平成4年4月に公示し、同年10月から全面施行しました。

さらに、平成8年3月に制定された宮崎県環境基本条例第12条において「環境影響評価の推進」が明記され、これに基づいて平成9年に策定された「宮崎県環境基本計画」においても、「環境影響評価法」等との整合性の確保など、制度の充実が求められたため、平成12年3月に「宮崎県環境影響評価条例」を制定し、同年10月1日から施行しました。

第4節 環境影響評価の実施状況

平成13年度に県が審査に関与した環境影響評価の実績（継続中のものを除きます。）は、表2-3-1のとおりです。

表2-3-1 環境影響評価の実施状況（平成13年度）

| 種 類 | 事 業 の 内 容 | 実 施 主 体 | 根 拠 法 令 等 |
|-------------|-----------------------|---------|-------------|
| 道 路 | 都市計画道路の新設 （日南～串間） | 県 | 環境影響評価法 |
| 道 路 | 都市計画道路の新設 （高千穂～北方） | 県 | 同 上 |
| 廃棄物処理 施設 | 産業廃棄物焼却施設の設置 | 王子製紙㈱ | 宮崎県環境影響評価条例 |

第4章 土地利用と環境保全

第1節 土地利用の適正化

1 土地利用における環境保全対策

我が国経済の著しい高度成長に伴って、昭和40年代の後半以降、全国的に乱開発が目立つようになり、それと同時に地価は高騰の一途をたどりました。このような事態に対処し、総合的かつ計画的な国土の利用を図るため、昭和49年に国土利用計画法（以下「国土法」と略記します。）が制定され、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然環境保全法等の個別規制法と相まって総合的な土地対策を推進しています。

(1) 国土利用計画（宮崎県計画）

国土利用計画は国土の利用に関する長期構想であり、全国計画、宮崎県計画、市町村計画からなっています。

『宮崎県計画』（平成8年10月改訂）は、「自然と共生する持続可能な県土利用」等の観点を基本として、県土利用のより一層の質的向上を推進することとしており、自然環境保全への配慮を強く求めています。

(2) 宮崎県土地利用基本計画

『宮崎県土地利用基本計画』（平成14年3月変更）は、国土法に基づく土地取引規制や個別規制法に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画であり、環境の保全に留意しつつ適正かつ合理的な土地利用を図ることを明らかにしています。

(3) 土地取引規制

国土法では、一定規模以上の土地取引等について、その土地の利用目的面での審査を行い、適正かつ合理的な土地利用を図るため、土地取引等の届出制等が設けられています。

届出の審査に当たっては、取引された土地の利用目的が土地利用基本計画等に適合しない場合や周辺の自然環境の保全上明らかに不適合な場合には、土地取得者等に対し、必要な措置を講ずるよう助言や勧告をすることができます。

届出の処理状況は、表2-4-1のとおりです。

表2-4-1 届出の処理状況 (単位：件)

| 区分(年度) | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 570 | 998 | 586 | 354 | 211 | 153 | 440 | 188 |

2 大規模開発行為の指導

県土の無秩序な開発の防止及び環境の保全については、個別規制法を基本として対処しているところですが、大規模開発行為に関しては、これらのほか、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例及び宮崎県大規模土地開発事業指導要綱により対処することとしています。

(1) 『宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例』に基づく規制

都市計画区域、自然公園区域等他の個別法で規制している区域外の宅地の造成、ゴルフ場の建設等で3ha以上の大規模開発行為について届出を義務づけ、これに対し必要な助言、勧告をすることにより開発行為者に適正な土地利用、自然環境の保護と創出に最大の努力を払うよう要請しています。

(2) 『宮崎県大規模土地開発事業指導要綱』に基づく指導

10ha以上の一団の土地に係る土地開発事業については、大規模土地開発事業指導要綱を定め、環境アセスメントの実施を義務づける等、環境保全に配慮された計画となるよう指導を行っています。

第2節 都市計画による住環境整備

住環境の悪化は、無秩序な都市化、工場立地等に起因する面が大きくなっています。したがって、都市の住環境を保全するためには、都市計画上、当面次のような課題に施策の重点を置く必要があります。

- (1) 都市計画法により定められる市街化区域及び市街化調整区域の区分により、都市の無秩序な市街化を防止し、市街化区域内の都市施設の整備を図るとともに、開発行為については、環境保全上必要な措置を行います。
- (2) 市街地内の土地利用については、用途の適正な配置等により望ましい市街地像の誘導を図ります。
- (3) 沿線の土地利用と調和した機能的な交通体系の整備を図ります。
- (4) 下水道の整備を促進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。
- (5) 公園、緑地等公共空地の整備を積極的に行い、健全かつ快適な住環境の確保を図ります。
- (6) 各種処理施設の位置づけを明確にし、その整備を推進します。

なお、都市計画法が適用され都市整備を行っている都市は、平成14年3月31日現在、県下9市28町7村のうち9市19町で、その都市計画の状況は表2-4-2～表2-4-5（資料編P199～P202参照）のとおりです。

第3節 森林の保全

太陽と緑と温暖な気候に恵まれ、県土の約76%に当たる589,438ha(平成13年3月31日現在)が森林で占められている本県は、古くから林業生産活動が盛んに行われ、森林造成が着実に進められたことにより、平成3年からはスギの素材生産量が日本一になるなど、全国でも屈指の林業県となっています。

森林は林産物の供給に留まらず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能を有しており、これらの機能に対する国民の多様な要請の高まりに応えるため、国において、平成13年7月、「森林・林業基本法」が施行されました。

同法では、「森林の持つ多面的機能の発揮」、「林業の持続的かつ健全な発展」を基本理念とし、森林の果たしている機能に応じて、「水土の保全」、「人との共生」、「資源の循環利用」に区分し、この区分に応じた森林の姿が確保されるよう、森林の適正な整備及び保全を図ることとしています。

1 保安林制度

保安林制度は、森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その保全と適切な施業の実施により安全で快適な国民生活を保持することを目的としています。

本県においては、民有林の約21%が保安林に指定されており、国有林を合わせると県の森林面積の約28%を占めています。これを保安林の機能別にみると、表2-4-6のとおりです。

現在は、第5期保安林整備計画に基づき、保安林のきめ細かな配備を計画的かつ積極的に推進しており、機能の低下した保安林においては、第九次治山事業7箇年計画に基づき、保安林の機能の向上を図るための事業を行っています。

表2-4-6 保安林の指定状況 (平成14年3月末現在)

| 区分 | 国有林 | | 民有林 | | 計 | |
|-----------|------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | 箇所数 | 面積(ha) | 箇所数 | 面積(ha) | 箇所数 | 面積(ha) |
| 保安林の種類 | | | | | | |
| 水源かん養保安林 | 121 | 70,108 | 626 | 75,406 | 747 | 145,514 |
| | (1) | (598) | (48) | (36) | (49) | (634) |
| 土砂流出防備保安林 | 68 | 4,290 | 2,684 | 8,421 | 2,752 | 12,711 |
| | | (3) | (3) | (1) | (3) | (4) |
| 土砂崩壊防備保安林 | 11 | 279 | 99 | 42 | 110 | 321 |
| 防風保安林 | | | (3) | (1) | (3) | (1) |
| | 3 | 0 | 22 | 62 | 25 | 62 |
| 水害防備保安林 | 1 | 0 | 2 | 1 | 3 | 1 |
| 潮害防備保安林 | 65 | 668 | 99 | 651 | 164 | 1,319 |
| | (3) | (33) | | | (3) | (33) |
| 干害防備保安林 | 3 | 118 | 16 | 825 | 19 | 943 |
| 落石防止保安林 | 1 | 1 | 8 | 13 | 9 | 14 |
| | | | (1) | (1) | (1) | (1) |
| 防火保安林 | - | - | 5 | 12 | 5 | 12 |
| 魚つき保安林 | 2 | 16 | 58 | 180 | 60 | 196 |
| 航行目標保安林 | - | - | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | (22) | (3,658) | (38) | (1,235) | (60) | (4,893) |
| 保健保安林 | 16 | 4,947 | 29 | 2,050 | 45 | 6,997 |
| | (1) | (30) | | | (1) | (30) |
| 風致保安林 | 4 | 1 | 26 | 48 | 30 | 49 |
| | (27) | (4,322) | (93) | (1,274) | (120) | (5,596) |
| 計 | 295 | 80,428 | 3,676 | 87,711 | 3,971 | 168,139 |

()内の数字は兼種保安林で、外数です。

2 林地開発許可制度

林地開発許可制度は、森林の開発行為を行うに当たって、森林の有する公益的機能を阻害しないように、林地の適切な利用を確保することを目的としています。

この制度の対象は、地域森林計画（森林法第5条の規定により、知事が樹立します。）の対象民有林を、1haを超えて開発する場合で、次の基準（森林法第10条の2）による知事の許可が必要です。

森林の現に有する土地に関する災害の防止機能からみて、開発行為により周辺地域において、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

森林の現に有する水害の防止の機能からみて、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと。

森林の現に有する水源かん養の機能からみて、開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

森林の現に有する環境の保全の機能からみて、開発行為により周辺の地域を著しく悪化させるおそれがないこと。

平成13年度における林地開発許可の状況は、表2-4-7のとおりです。

表2-4-7 林地開発許可状況(平成13年度)

| 開発行為の 目 的 | 許 可 (新 規) | | | | | | | |
|--------------|-------------|-----|--------------------|-----|--------|-----|-----|-----|
| | 10ha未満 | | 10ha以上 ～ 50ha未満 | | 50ha以上 | | 計 | |
| | 件 数 | 面 積 | 件 数 | 面 積 | 件 数 | 面 積 | 件 数 | 面 積 |
| 工場・事業用地の造成 | 1 | 1 | - | - | - | - | 1 | 1 |
| 住宅用地の造成 | 1 | 1 | - | - | - | - | 1 | 1 |
| ゴルフ場の設置 | - | - | 1 | 40 | - | - | 1 | 40 |
| レジャー施設の設置 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 農用地の造成 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 土石の採掘 | 1 | 4 | - | - | - | - | 1 | 4 |
| その他 | 1 | 6 | 1 | 33 | - | - | 2 | 39 |
| 計 | 4 | 12 | 2 | 73 | - | - | 6 | 85 |

3 水源の森百選

水源の森百選は、平成7年に林野庁が、水源の森の役割やその重要性について普及啓発を図ることを目的に認定したものです。

本県からは、表2-4-8に示す2つの「水源の森」が選ばれています。

表2-4-8 水源の森百選(本県分)

| 名 称 | 所在地 | 区域面積 | 林 況 | 水 の 利 用 |
|---------|-----|----------|--------------------------|---|
| 綾の照葉樹林 | 綾 町 | 1,335 ha | シイ・カ等広葉樹 52 % スギ 48 % | この森で育まれた水は、中川原水源地で取水され、綾町はもとより下流域で水道水、農業用水等として利用されています。 |
| 庭田の水源の森 | 東郷町 | 450 ha | 人工林 100 % (スギ・ヒノキ) | この森で育まれた水は、長谷水源地で取水され、下流の寺迫集落の水道水や百町原地区の農業用水等として利用されています。 |

4 環境保全の森林の整備

一ツ瀬川及び小丸川流域では、大雨後に濁水が長期化するという環境問題が度々発生し、長年の懸案となっています。

この対策の一つとして、両河川の上流域において植栽や保育等の森林施業を適切に行い、健全な森林の整備を図ることは有効な方法であると考えられます。

このため、長期濁水を抑止するとともに、国土保全、水源かん養等としての公益的機能の維持増進に資することを目的として、平成11年度に県、関係市町村、電気事業者で「一ツ瀬川及び小丸川上流域森林保全機構」を設立しました。計画では、「環境保全の森林整備事業」として、一ツ瀬ダム上流の一ツ瀬川及び渡川ダム上流の小丸川の集水区域を対象に、平成11年度から平成50年度までの40年間に延べ26,244.08haの森林整備を図るとともに、崩壊地等の緑化及び上下流の交流事業等を行うこととしています。

平成13年度における事業の実績は、表2-4-9のとおりです。

表2-4-9（平成13年度事業の実績）

| 事業区分 | 内 容 | 実 績 | |
|-----------|--|--------|------------|
| 森林整備事業の支援 | 森林組合等が行う人工造林、保育等の森林整備事業に対して補助を行いました。 | ・人工造林 | 209.85ha |
| | | ・抜き伐り | 0.70ha |
| | | ・樹下植栽 | 0.70ha |
| | | ・下 刈 | 888.28ha |
| | | ・除 間 伐 | 622.35ha |
| | | 計 | 1,721.88ha |
| 上下流の交流 | 森林の果たしている役割等について上下流の住民が相互に理解を深められるよう、植樹祭を開催しました。 | ・開催地 | 西都市 |
| | | ・参加人数 | 約450人 |

第5章 県民の自主的活動の促進

第1節 環境教育・学習の推進

1 環境教育・学習の必要性

今日の複雑・多様化している環境問題に対処し、持続可能なライフスタイルや経済社会システムを実現するためには、県民一人ひとりが生活と環境との関わりについて理解と認識を深めるとともに、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力が育成されることが重要です。

このため、幼児から高齢者までの各年齢層や家庭、学校、職場、地域などの様々な場に応じた環境教育や県民の自主的な環境学習を総合的に推進する必要があります。

2 学校における環境教育の推進

各学校では、環境についての理解と認識を深め、環境に配慮した生活や責任ある行動がとれる態度の育成を目指して、各教科等や総合的な学習の時間の教育活動の中で、様々な環境問題を取り上げて環境教育に取り組んでいます。また、身近で具体的な事象を通して学ぶために、学校内外の美化活動、ゴミの分別、リサイクル活動などにも取り組んでいます。

平成9年度からは、環境教育を幅広く推進するために、環境教育推進事業をスタートさせ、小学校2校、中学校2校、県立学校1校の計5校を推進校として2年間の指定を行ってきています。推進校では、地域の実態や児童生徒の発達段階に応じて全教育活動を通して環境教育に取り組み、心の教育の充実という観点からもかなりの成果を上げています。

平成14年度末には、平成13・14年度推進校における取組や成果を「研究成果報告書」としてまとめ、県内全公立学校に配付してその成果を紹介し、環境教育の啓発に努めます。

平成15年度からは、新たに5校を推進校として指定します。

表2-5-1 環境教育推進事業推進校

| 指定年度 | 小学校 | 中学校 | 県立学校 |
|---------|------------|------------|----------------|
| 9～10年度 | 小林市立西小林小学校 | 国富町立八代中学校 | 宮崎県立宮崎海洋高等学校 |
| | 門川町立五十鈴小学校 | 高千穂町立上野中学校 | |
| 11～12年度 | 宮崎市立西池小学校 | 串間市立本城中学校 | 宮崎県立日南振徳商業高等学校 |
| | 高鍋町立高鍋西小学校 | 高崎町立高崎中学校 | |
| 13～14年度 | 三股町立勝岡小学校 | 小林市立永久津中学校 | 宮崎県立都城工業高等学校 |
| | 高千穂町立押方小学校 | 北郷村立北郷中学校 | |

3 環境にやさしい学校づくり推進事業

県内の高等学校において、ISO14001の仕組みを簡略化した「学校版環境マネジメントシステム」を策定し、自らが実践活動を行うことにより、若い世代への環境教育を進めることを目的に、平成13年度から「環境にやさしい学校づくり推進事業」を実施しています。

これは、校内での環境保全に向けた方針や目標を定め、職員や生徒が一体となってエコスクール活動や環境学習などの実践活動を行いながら、定期的に自己点検し、目標の達成を目指すものです。

平成13年度は、県立本庄高等学校、県立日南振徳商業高等学校、県立都城工業高等学校の3校で実施されました。

4 研修会等の開催

地域における環境保全活動の推進を図るため、平成13年度は廃棄物減量化リーダー育成研修(3回)を実施し、また、地球温暖化防止セミナー(1回)を実施しました。

5 環境保全アドバイザーの派遣

地域における環境学習を支援するため、平成5年度から、地域で開催される環境保全に関する学習会、講演会等に対して環境保全に関する専門的知識を有した「環境保全アドバイザー」を派遣しています。

平成13年度は、地域の学習会等に計51回派遣しました。

6 こどもエコクラブ・こども地球探偵団事業

次世代を担う子供たちが、地域において仲間と一緒に自主的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全への高い意識を醸成することを支援するために、平成7年度から環境省において、小中学校生を対象に「こどもエコクラブ」事業が実施されています。平成13年度において、本県では29クラブ結成され、434人が参加しました。

また、こどもエコクラブをはじめとする小中学生が行う地域での環境学習活動を支援するため、各保健所において夏休み期間を中心に環境教室(こども地球探偵団事業)を表2-5-2のとおり実施し、さらに、平成13年度から各探偵団・クラブによる活動発表会(こども地球探偵団交流会)も実施しました。

表 2 - 5 - 2 こども地球探偵団事業の実施状況（平成13年度）

| 主催者等 | 内 容 | 参加クラブ等 |
|-------------|--|--|
| 日南保健所 | 王子製紙日南工場での環境学習・体験及び施設見学（森と紙のリサイクル）、水生生物調査 | 南郷町くるしお探検隊、南郷町立南郷小学校； 計57名 |
| 都城保健所 | 下水処理施設・リサイクル施設等の見学、水や大気についての実験 | 三股町立勝岡小学校； 計18名 |
| 小林保健所 | 水生生物調査による水質評価実習、環境保全アドバイザーによる講演会（廃油からの石鹸づくり） | えびの市立真幸小学校； 計200名 |
| 高鍋保健所 | 環境教室、水生生物・水質調査 | 小丸川探検隊（高鍋東小学校）； 計34名 |
| 日向保健所 | 水生生物調査、リバーウォッチング、河川のごみ調査 | 自然を学ぼう百済っ子（南郷村立神門小学校、鬼神野小学校）； 計31名 |
| 延岡保健所 | 夏休み環境教室（大気、酸性雨、地球温暖化等に関する実験、犬のしつけ方教室） | 延岡市立南方小学校、社会福祉法人ゆりかご児童館 計47名 |
| 高千穂保健所 | 水生生物調査による水質調査、水質検査（パックテスト）、手作り装置によるろ過実験、水の話 | 日之影町立小原小学校、高千穂町立岩戸小学校、五ヶ瀬町立坂本小学校； 計81名 |
| こども地球探偵団交流会 | 各探偵団（クラブ）による活動発表会、ネイチャーゲームの実施（於：県工業技術センター、西都原古墳公園） | 南郷町立南郷小学校ほか県内6小学校9クラブ参加 計149名 |
| | | 計617名 |

7 全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）

昭和62年度に実施されたスターウォッチング「星空の街」コンテスト（環境庁主催）を契機に、昭和63年度から「全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）」が実施されることとなりました。

これは、大気の果たしている大切な役割についての認識を養い、その保全の必要性についてより関心を深めていくために広く国民に参加を求め全国一斉に実施するもので、夏期と冬期の2回実施されています。

観察方法は、目視による天の川の観察、双眼鏡によること座の織姫星（ベガ）を含む3つの星の作る三角形の中の星（夏期）又はすばる（プレアデス星団）のラケットの中の星（冬期）の観察、星空のカラーズライド写真の撮影となっています。

各参加団体の観察結果は、表2 - 5 - 3のとおりです。

また、スターウォッチングネットワークへのこれまでの参加状況等は表2 - 5 - 4のとおりです。

表 2 - 5 - 3 平成13年度の観察結果

| 市 町 村 | 夏 期 | | | | 冬 期 | | | |
|-------|--------|----|------|--------|--------|----|------|--------|
| | 実施日 | 天候 | 参加者数 | 平均観察等級 | 実施日 | 天候 | 参加者数 | 平均観察等級 |
| 宮 崎 市 | 8月 22日 | 晴 | 6 人 | 9.2 | 1月 5日 | 快晴 | 6 人 | 8.6 |
| 小 林 市 | 8月 22日 | 晴 | 3 人 | 8.9 | 1月 11日 | 晴 | 3 人 | 8.6 |
| 西 都 市 | 8月 22日 | 晴 | 1 人 | 8.6 | 1月 17日 | 晴 | 4 人 | 9.2 |
| 高 崎 町 | 8月 15日 | 晴 | 36 人 | 10.2 | 1月 12日 | 晴 | 23 人 | 9.5 |
| 高千穂町 | 8月 22日 | 曇 | 7 人 | - | 1月 9日 | 晴 | 9 人 | 9.8 |

(注) 1 実施日は、2回以上実施したところについては、代表的な1日のみ掲げました。

2 参加者数は、観察記録を残していない参加者も含めた延べ人数です。

表 2 - 5 - 4 県内からの参加状況

| 参加団体(観察場所) | 7 | | 8 | | 9 | | 10 | | 11 | | 12 | | 13 | |
|----------------------|---|---|---|---|---|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| | 夏 | 冬 | 夏 | 冬 | 夏 | 冬 | 夏 | 冬 | 夏 | 冬 | 夏 | 冬 | 夏 | 冬 |
| 椿山スターウォッチング研究会(椿山公園) | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮崎県天文協会(宮崎科学技術館) | | | | | | | | | | | | | | |
| 宮崎商業高校理科研究同好会 | | | | | | | | | | | | | | |
| アイと星を見る会(サマツ日南) | | | | | | | | | - | - | - | - | | |
| 小林市(北きりしまコスモドーム) | - | | | | | | | | | | - | | | |
| 小林高校天文部 | | | | | | | | | | | | | | |
| えびの高原 星空愛好会 | | | | | | | | | | | | - | | |
| 茶臼原星を見る会(アグリ広場他) | | | | | | | | | | | | | | |
| 高崎星をみる会(たちばな天文台) | | | | | | | | | | | | | | |
| 綾 町(綾中学校) | | | - | - | | | | | - | - | - | | | |
| 都農町(都農ワイナリー) | | | | - | | | | | | | | | | |
| 北郷村(中小屋天文台昂ドーム) | - | - | | | | | | | | | | | | |
| 北川町教育会理科部会 | | | - | - | | | | | | | | | | |
| 南郷村(鬼神野小学校) | | | | | | | | | - | | - | | | |
| 高千穂町星を見る会 六連星 | | | - | | | | | | - | | - | | | |
| 五ヶ瀬中・高等学校(学校敷地) | | | | | | | | | | | | | | |
| 参 加 団 体 数 | 5 | 7 | 4 | 4 | 4 | 6 | 5 | 6 | 5 | 7 | 5 | 6 | 6 | 7 |

(注) 印 : 参加

- 印 : 参加予定したが、都合で実施できず

中の数字: 平均観察等級の全国順位(平成5年度から夜空の明るさを基本とした総合的な評価による順位に変更。なお、平成10年度から順位付け中止)

8 「こども葉っぱ判定士」事業

小中学生を対象として、身近にある樹木の二酸化炭素の吸収量を調べ、地球環境を守る樹木の働き及びその大切さについて学ぶことを通じ、大気環境保全や地球温暖化防止への関心を高めることを目的に、平成10年度以降環境省が実施しています。期限までに調査結果の報告を行った小中学生には、環境大臣から「こども葉っぱ判定士」の課程を修了したことを認める認定証が発行されます。平成13年度は、本県からはこどもエコクラブ会員等を中心に52名の参加がありました(表2-5-5)。

表 2 - 5 - 5 県内の参加状況

| | 学校名又は参加団体名 | 所在地 | 学年 | 参加人数 |
|-----|--------------------------------|---------|----|------|
| 小学校 | 宮崎市立倉岡小学校 白藤文化財愛護少年団倉岡エコクラブ | 宮崎市 | 5 | 23 |
| | 高原町立高原小学校 | 西諸県郡高原町 | 3 | 2 |
| | 〃 | 〃 | 5 | 2 |
| | 西都市立妻南小学校 南ッ子エコクラブ | 西都市 | 5 | 1 |
| 中学校 | 国富町立本城中学校 | 東諸県郡国富町 | 3 | 23 |
| | 北川町立瀬口中学校 | 東臼杵郡北川町 | 3 | 1 |

木には、たくさんの葉っぱがあり、その1枚1枚が大気中の汚染ガスを吸収して空気をきれいにしたり、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防いだりする働きをしています。こうした葉っぱの働きを目で見ることはできませんが、「こども葉っぱ判定土」事業パンフレットの手順に従って記入欄に数字を入れていくことによって、葉っぱが吸収する汚染ガスの量、二酸化炭素の量について調べることができます。家や学校の庭に生えている木から、私たちの地球を守る木の働きについて調べる内容になっています。

第2節 環境情報の提供及び普及啓発

1 環境情報センターの運営

県では、自然や生活環境問題に関する知識・情報の普及や各種団体等の活動を支援するため、平成3年8月に宮崎県環境情報センターを設置し、環境に関する情報の収集・提供、啓発パンフレットの作成・配布、ラジオ放送による啓発、図書やビデオの閲覧・視聴・貸出などを行うとともに、環境保全アドバイザーの紹介・あっせんを行っています。

また、インターネットに接続するとともに、センターのホームページも開設し、利用者の拡大と利便性の向上を図っています。

なお、平成13年度のセンター利用者数は、13,965人でした。

所在地： 宮崎市錦町1-8 JR宮崎駅ビルフレスタ内

(平成15年7月にアゲインビル2Fに移転予定)

TEL：0985-23-0322 FAX：0985-26-4720

<http://www.miyazaki-nw.or.jp/aes/center/info/index.html>

E-mail：kanjyo@miyazaki-nw.or.jp

2 環境の日及び環境月間行事の実施

我が国では、1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、毎年6月5日からの1週間を「環境週間（昭和48年度～平成2年度）」と定め、また、平成3年度からは6月を「環境月間」として設定し、国、地方公共団体、民間団体等により全国規模での各種普及啓発事業が実施されています。さらに、平成5年11月に制定された環境基本法で、事業者及び国民の間に広く環境保全についての関心を高めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日が「環境の日」と定められました。

平成13年度の環境の日及び環境月間に、県が実施した主な行事は表2-5-6のとおりです。

表2-5-6 環境の日及び環境月間に県が実施した主な行事（平成13年度）

| 行 事 名 | 概 要 | 参加(対象) 人 数 等 | 期 間 |
|------------|-----------------------------------|-----------------|--------------|
| 環境の日キャンペーン | 街頭で環境保全を訴え、啓発用チラシ、エコバッグ（買い物袋）等を配布 | 県内8か所 | 6月5日 |
| ノーカーデー | 県職員の自動車による通勤、出張の自粛 | 県庁職員 | 6月5日 |
| 環境・公害総点検運動 | 工場・事業場等へ公害総点検の運動の実施を依頼 | 175事業場 | 6月1日 ～30日 |
| 公害担当者講習会 | 県及び市町村の公害担当者を対象とした講習会等を実施 | 県内全市町村 | 6月7日 |
| 環境月間に関する広報 | 県広報誌による環境月間の意識啓発 | 県内全世帯配布 | 6月号 |
| 〃 | 懸垂幕による環境月間の意識啓発 | 県庁舎 | 6月1日 ～30日 |

3 「環境ひむか」の発行

環境に関する施策や話題、県内の環境保全の取組などを紹介した環境情報誌「環境ひむか」を定期的（年4回、各8,000部）に発行しています。

また、夏号については、子ども向けに再編集し、県内の小学生4年～6年生全員（45,000部）に配布しました。

4 環境にやさしい暮らしの啓発事業の実施

県民の環境保全に対する意識を高め、環境保全活動の一層の普及を図るため、ラジオ番組を活用した環境にやさしい暮らしの啓発事業を実施しています。

平成13年度は、毎週金曜日に5分間枠の番組として「こちら環境情報センター」を設け、環境に関する各種のテーマを取り上げ、年間48回放送しました。

5 県民総ぐるみ運動「クリーンアップ宮崎」の実施

環境問題に対する県民意識の高揚を図るとともに、美しい郷土づくりを推進するため、各自治体、各種団体等をはじめとした県民総ぐるみの環境美化活動を実施しました。

| 期日・場所 | 内 容 | 参加市町村・人員等 |
|-------------------|---|----------------|
| 11月11日（日） 県内全域 | 公園、緑地、水辺等の公共の場の清掃及び樹木、草花の植栽並びに居住地周辺の清掃等 | 42市町村 約22万人 |

6 地域環境保全功労者表彰（県知事表彰）

地域の環境保全に関し、特に顕著な功労のあった個人5名及び団体5者を表彰しました。

| 個 人 | 団 体 |
|-------------|------------------|
| 上野 貞道氏（都城市） | 石並長寿会（日向市） |
| 小川 保雄氏（延岡市） | 大 楠 会（清武町） |
| 辻 昭裕氏（延岡市） | 北伊倉自治公民館（佐土原町） |
| 田平 文夫氏（日向市） | 田尻高齢者クラブ（国富町） |
| 石井 正敏氏（高鍋町） | 都農町老人クラブ連合会（都農町） |

7 その他の普及啓発

環境保全に対する県民の理解を得るとともに、県民、事業者、行政の一体となった取組を進めるため、次のとおり啓発イベントを実施しました。

| 期日・場所 | 内 容 | 参加人員 |
|---|--|-------|
| 平成13年6月28日（木） 宮崎観光ホテル（宮崎市） *主催：ひむかのくに環境保全推進県民会議 | 環境保全推進県民大会 ・事例発表 発表者：宮崎松下電器株式会社環境保全部 松山 圭一課長 テーマ：「宮崎松下電器株式会社における環境保全活動について」 ・講演 講師：加倉井 弘氏（NHK解説委員） 演 題：「食と農と地球環境」 | 約300人 |

第6章 環境保全の推進体制

第1節 行政組織

本県では、昭和39年のでん粉廃水問題を契機に、公害関係組織が従来からの自然公園を所管する組織と並行して整備されてきました。昭和45年の第64臨時国会における公害関係法の整備充実、昭和46年7月の環境庁設置など、国において環境保全行政の一元化が図られ、本県においても、単に公害防止だけでなく、自然環境の保全を含めた総合的な環境保全行政の推進が必要とされました。このため、本県では、昭和46年8月、平成10年4月に大幅な機構改革を行うなど、年々複雑かつ多様化する環境問題に対応するため、関係組織の整備を実施してきています。

なお、環境行政組織の整備の経過は表2-6-1のとおりです。

表2-6-1 環境行政組織の整備の経過

| 年月日 | 事項 |
|---------|--|
| 25.11.1 | 土木部に観光課を新設 |
| 31.4.7 | 土木部の計画課と観光課を統合して、計画観光課を設置 |
| 38.5.25 | 土木部の計画観光課を都市計画課と観光課に分割 |
| 39.12. | 企画開発部企画課に公害担当職員を置く |
| 42.7.20 | 企画開発部に県民生活課を新設し、公害対策主幹を置く |
| 44.4.1 | 衛生部環境衛生課に公害担当職員を置く |
| 44.8.1 | 衛生部に公害課（企画調整係、調査指導係）を新設 |
| 46.8.7 | 衛生部を環境保健部に改組し、環境長を置き、環境保全課（総務係、企画調整係、自然保護係、環境施設係）を新設 公害課を改組（大気保全係、水質保全係、公害保健係） 公害センターを新設 延岡保健所衛生課に公害係を新設 |
| 48.4.20 | 林務部林業指導課に緑化推進係を新設 |
| 50.8.1 | 土木部都市計画課を都市緑地公園課に改組（修景緑地係の新設、旧観光課の自然公園係を移管） 公害課に特殊公害係を新設 環境保全課の環境施設係を環境整備係に名称変更 |
| 55.4.1 | 都市緑地公園課を都市計画課に、都市緑地公園課の修景緑地係を道路維持課の沿道施設係に、自然公園係を環境保全課の自然保護係に、林業指導課の緑地推進係を造林課の造林係に改組 環境保全課の総務係、企画調整係を庶務係、環境管理係に名称変更 環境保全課に鳥獣保護係を新設 |
| 60.4.1 | 公害課を改組（庶務係、大気保全係、水質保全係、公害保健係） |
| 元4.1 | 環境保全課の環境管理係を環境調整係に名称変更 |
| 2.4.1 | 環境保全課に環境対策主幹を置く |
| 3.4.1 | 環境保全課の自然保護係と鳥獣保護係を鳥獣自然保護係と自然公園整備係に改組 環境整備係を廃棄物対策係に名称変更 公害課に河川浄化対策主幹を置く |
| 4.4.1 | 環境保全課の廃棄物対策係を一般廃棄物係と産業廃棄物係に改組 |
| 5.4.1 | 環境保全課に廃棄物対策監を置く 公害課の庶務係を管理係に名称変更 |
| 6.4.1 | 環境保全課と公害課を再編し、環境政策課、環境管理課及び廃棄物対策室を設置 ・環境政策課（庶務係、計画調整係、鳥獣自然保護係、自然公園整備係） 環境保全課の環境対策主幹を廃止 ・環境管理課（公害保健係、大気保全係、水質保全係、河川浄化対策班） ・廃棄物対策室（一般廃棄物係、産業廃棄物係） 環境保健部の廃棄物対策監を廃止 |
| 9.4.1 | 廃棄物対策室を環境対策推進課に改組し、新設の施設整備班に施設整備主幹を置く |

| 年月日 | 事項 |
|---------|--|
| 10.4.1 | 環境保健部と福祉生活部を統合再編し、生活環境部と福祉保健部を設置 生活環境部に生活環境課、環境政策課、環境対策推進課を設置し、環境対策推進課に監視指導主幹を置く ・生活環境課（総務係、企画調整係、県民運動係、消費生活係、自然保護係、自然公園整備係、交通安全班） ・環境政策課（庶務係、環境計画係、環境審査係、大気保全係、水質保全係、河川浄化対策班） ・環境対策推進課（一般廃棄物係、産業廃棄物係、監視指導班、施設整備班） |
| 11.4.1 | 環境対策推進課にリサイクル推進主幹を置く |
| 12.4.1 | 生活環境課に企画調整主幹及び自然保護対策主幹を置く 環境対策推進課の施設整備主幹を廃止 土木部都市計画課を分課し、公園下水道課を設置 |
| 13.12.1 | 環境対策推進課に環境対策主幹を置く |

第2節 附属機関等

1 宮崎県環境審議会

環境基本法第43条及び宮崎県環境基本条例第25条の2の規定により平成6年8月に設置され、本県における環境の保全に関する基本的事項等を調査審議しています。

審議会委員は、現在30名（資料編P345参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり3回開催されました。

第1回環境審議会 平成13年12月18日

- ・宮崎県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

第2回環境審議会 平成14年2月27日

- ・宮崎県廃棄物処理計画案について（審議）

第3回環境審議会 平成14年3月25日

- ・平成14年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について（審議）
- ・第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画について（報告）
- ・旭化成レオナ工場火災事故に伴う環境調査について（報告）

2 宮崎県公害審査会

宮崎県公害紛争処理条例第2条の規定により昭和45年11月に設置し、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行っています。

審査会委員は、現在9名（資料編P346参照）で組織されておりますが、平成13年度は審査会案件がなかったため、開催されておられません。

3 宮崎県公害健康被害認定審査会

公害健康被害の補償等に関する法律第44条の規定により昭和49年9月設置し、高千穂町土呂久地区の慢性砒素中毒症に係る健康被害者の認定、補償給付の支給等に関する事項を審査しています。

審査会委員は、現在10名（資料編P347参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり1回開催しました。

第1回公害健康被害認定審査会 平成13年12月17日

4 宮崎県自然環境保全審議会

自然環境保全法第51条1項の規定により昭和48年4月設置し、自然環境の保全に関する重要事項を調査審議しています。また、特定事項を調査審議するために、自然環境部会、鳥獣部会、沿道修景美化部会及び温泉部会の4部会を設置しています。

審議会委員は、現在25名（資料編P348参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり総会を1回、自然環境部会を1回、鳥獣部会を2回、温泉部会を2回開催しました。

| | | |
|--------|-------------|--------------------------------|
| 総会 | 平成13年8月23日 | ・会長の選任等について ・各部会の審議経過について |
| 自然環境部会 | 平成14年2月8日 | ・公園事業の決定について（諮問、答申） |
| 鳥獣部会 | 平成13年8月23日 | ・鳥獣保護区の設定等について （諮問、答申） |
| | 平成14年2月21日 | ・第9次鳥獣保護事業計画について （諮問、答申） |
| 温泉部会 | 平成13年6月13日 | ・土地掘削等の許可に関する事項について （諮問、答申） |
| | 平成13年11月12日 | ・土地掘削の許可に関する事項について （諮問、答申） |

5 宮崎県環境保全対策調整会議

宮崎県環境保全行政総合調整規程により、昭和46年10月に環境保全対策調整会議及び同幹事会を設置し、環境保全対策を推進するため、関係各部課の総合調整を図っています。

平成13年度は、調整会議を1回、幹事会を2回開催しました。

6 宮崎県環境影響評価専門委員会

宮崎県環境影響評価条例（平成12年宮崎県条例第12号）により平成12年12月に設置し、同条例及び環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づく環境影響評価及び事後調査に関する技術的事項を調査審議しています。

専門委員会委員は、現在9名（資料編P349参照）で組織されており、平成13年度は、次のとおり4回開催しました。

平成13年4月10日

- ・「（仮称）串間ゴルフコース建設事業」に係る環境影響評価書について
- ・「宮崎県廃棄物総合処理センター整備事業」に係る環境影響評価書について

平成13年7月4日、7月25日

- ・「都市計画道路日南串間線（仮称）」に係る環境影響評価方法書について
- ・「都市計画道路高千穂北方線（仮称）」に係る環境影響評価方法書について

平成13年11月19日

- ・「（仮称）流動層ボイラー設備設置」に係る環境影響評価方法書について